

# AAP NEWS LETTER

**Alliance**  
Accounting & Consulting

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

URL : [www.aapjp.com](http://www.aapjp.com) E-mail : [info@aapth.com](mailto:info@aapth.com) TEL : +66- (0)-2-261-8182

1 Glas Haus Building, 12th Floor and Room 502 5th Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd.



## ▶ 「AAP Thai-Plus-One セミナー」 「企業交流会」 2015

弊社アジアアライアンスパートナーは、この度、大田区産業振興協会様のご協力のもと、メタレックス開催期間に合わせた2015年11月19日(木曜日)、バンコク国際展示場 (BITEC) にて、クライアントの皆様と関係企業様をお招きし「AAP Thai-Plus-One セミナー」と「企業交流会」を開催させていただきました。

午後1時より開催したセミナーには、50社70名のお客様にご参加いただき、前半にタイ国における会計、税務、法務、ITCとIHQの最新情報についてご説明させていただき、後半には弊社の海外グループ会社(ベトナム・ホーチミン事務所、インドネシア・ジャカルタ事務所、メキシコ・アグアスカリエンテス事務所、インド・チェンナイ事務所)の各代表より、現地における投資環境や法改正、進出企業の傾向等についてお話しさせていただきました。

前後半2時間15分程のセミナーとなりましたが、ご参加いただいたお客様は皆様最後まで熱心にお聴きくださり、その後の交流会でセミナー講師や弊社日本人コーディネーターに直接ご質問やご相談をくださったお客様もいらっしゃいました。

午後3時30分より同会場・別室で開催した交流会には55社80名のお客様がご参加下さり、和やかな雰囲気のもと、簡単な軽食を囲んだ立食形式で、セミナー講師や弊社スタッフと直接交流していただいたり、お客様同士でも積極的に名刺交換やビジネス交流をはかっていただきました。



急なお声掛けにも関わらず、今回のセミナーと交流会には多数の皆様にお集まりいただき、心より感謝申し上げます。お陰様で無事にこの度のイベント

を終了させることができました。弊社はクライアントの皆様への情報提供、また、お客様同士の情報交換や交流の場として、今後もこのようなセミナーや交流会を開催していきたいと考えております。今回ご都合によりやむなくご参加を見送られた方々も、またの機会に是非ご参加いただければ幸いです。

今回のセミナーに関するご意見・ご感想や今後のセミナーテーマ等のご要望等、皆様のお声を聞かせていただきましたら幸いです。

今後ともよろしくお願いたします。



### 目次 INDEX

- 「AAP Thai-Plus-One セミナー」  
「企業交流会」2015 ..... P1
- タイビジネス関連法令 ..... P2-3
- オフィスで使えるタイ語 ..... P4
- 泰国自然探訪 ..... P4
- Saiyoの求職者情報 ..... P5
- AAPCの不動産情報 ..... P6-9



# タイビジネス関連法令

กฎหมายสำหรับการเปิดกิจการในประเทศไทย

Volume 21

## คำนำ

จดหมายข่าวฉบับนี้จัดทำขึ้นเพื่อเป็นข้อมูลอ้างอิงในการทำงานด้านบัญชีและภาษีที่บริษัทญี่ปุ่นซึ่งดำเนินธุรกิจในประเทศไทยมักต้องประสบ โดยได้รวบรวม ข้อหารือกับกรมสรรพากรทั้งในอดีตและปัจจุบัน หัวข้อในจดหมายข่าวในแต่ละฉบับจะมีการคัดเลือกให้เหมาะสมโดยมีเนื้อหาเกี่ยวกับปัญหาต่างๆที่บริษัทญี่ปุ่นในประเทศไทยมักต้องเผชิญ โดยทางบริษัทยังได้ใช้ข้อมูลเหล่านี้ในการอ้างอิงด้วย ทางบริษัทหวังเป็นอย่างยิ่งว่าข้อมูลเหล่านี้จะเป็นประโยชน์สำหรับทุกท่านไม่มากก็น้อย

การกำหนดข้อบังคับให้สิทธิในการออกเสียงของผู้ถือหุ้น  
(ประมวลกฎหมายแพ่งและพาณิชย์ว่าด้วยหุ้นส่วนและพาณิชย์ว่า  
ด้วยหุ้นส่วนและบริษัท มาตรา 1108 มาตรา 1182 และมาตรา 1200)

## ประเด็นปัญหา

บริษัทจำกัดจะกำหนดในข้อบังคับให้หุ้นสามมัญมีสิทธิออกเสียงแตกต่างกันได้หรือไม่

## คำวินิจฉัย

ตาม ป.พ.พ. ม.1108 กำหนดให้ที่ประชุมตั้งบริษัทสามารถวางกำหนดจำนวนหุ้นของบริษัทได้เป็น 2 ประเภทคือ หุ้นสามมัญและหุ้นบุริมสิทธิซึ่งสภาพและสิทธิของหุ้นแต่ละประเภทย่อมแตกต่างกันไป โดยกฎหมายบัญญัติให้อำนาจที่ประชุมตั้งบริษัทสามารถกำหนดจำนวนหุ้นบุริมสิทธิทั้งกำหนดสภาพและบุริมสิทธิแห่งหุ้นนั้นๆ ว่าเป็นสถานใดเพียงใดถ้าหากจะมีหุ้นเช่นนั้นในบริษัทตาม ม.1108 (4) ส่วนหุ้นสามมัญย่อมมีสิทธิต่างๆ เท่าเทียมกัน เช่น สิทธิในการลงคะแนนลับให้นับว่าผู้ถือหุ้นทุกคนมีคะแนนเสียง เสียงหนึ่งต่อหนึ่งหุ้นที่ตนถือตาม ม.1182 และสิทธิในการได้รับเงินปันผลตามส่วนจำนวนซึ่งผู้ถือหุ้นได้ส่งเงินแล้วในหุ้นหนึ่งๆ ตาม ม.1200 ซึ่งหุ้นสามมัญดังกล่าวบริษัทจะกำหนดสิทธิให้แตกต่างกันไม่ได้บริษัทจึงไม่สามารถกำหนดข้อบังคับตามที่หารือได้

## はじめに

当タックスルーリングはタイで事業活動を行う日系企業が直面する税務上の問題の解決を助けるため、現在・過去の税務規定やタックスルーリングを紹介・解説したものです。論点は毎号ランダムに選んでおりますが、取り上げた内容は多くの日系企業で解釈に困っている事項であり、かつ私共専門家も参考にしております。日系企業の皆様のタイでの事業運営の少しでもお役に立てれば幸いです。

株主の議決権を定める附属定款の制定  
(民商法典1108条、第1182条及び第1200条)

## 諮問事項

持式会社が普通株の議決権の区別を附属定款に定めることは可能か。

## 結論

民商法典1108条により、会社の創立総会で会社の株式を普通株と優先株の2種類に分けて設定することができる。そして、持式は、それぞれの性質と権利は異なる。第1108(4)条により会社に優先株を設定する場合、創立総会が優先株の株数、並びにその性質と優先権を設定する権限がある。普通株の各権利は、同等である。例えば、第1182条の秘密投票では持株一株につき一票の議決権があり、第1200条の配当金は各株主の払込済株数に応じて配当される。普通株はその権利を各々に設定することはできない。従って、附属定款を制定することはできない。

ลงวันที่ 29 ก.ค. 46

日付

2003年7月29日

แนวทางการพิจารณา "เหตุอันสมควร" กรณีแสดงประมาณการ กาไรสุทธิขาดไป ตามมาตรา 67 ตรี แห่งประมวลรัษฎากร (คำสั่งกรมสรรพากร ที่ ป. 152/2558)

歳入法典第67条第3項に基づく純利益過少見積の「正当な理由」の審査基準 (国税局令第Por. 152/2558号)

เพื่อให้เจ้าพนักงานสรรพากรถือเป็นแนวทางปฏิบัติในการพิจารณาเหตุอันสมควร ตามมาตรา 67 ตรี แห่งประมวลรัษฎากร กรมสรรพากร จึงมีคำสั่งดังต่อไปนี้

歳入法典第67条第3項に基づく「正当な理由」を審査する税務職員の実施指針として、国税局は以下の局令を施行する。

ข้อ 1 ให้ยกเลิกความในข้อ ๑ ของคำสั่งกรมสรรพากร ที่ ป.50/2537 เรื่องแนวทางการพิจารณา "เหตุอันสมควร"กรณีแสดงประมาณการกาไรสุทธิขาดไป ตามมาตรา 67 ตรี แห่งประมวลรัษฎากร ลงวันที่ 31 สิงหาคม พ.ศ. 2537 และให้ใช้ความดังต่อไปนี้แทน

第1条 1994年8月31日付「歳入法典第67条第3項に基づく純利益過少見積の「正当な理由」の審査基準」に関する国税局の局令第Por. 50/2537号第1条を廃止し、以下の条文を代用する。

"ข้อ 1 กรณีดังต่อไปนี้ ให้ถือว่าเป็นกรณีไม่มีเหตุอันสมควร

第1条 以下の各号は、正当な理由があると判断する。

(๑) กรณีบริษัทหรือห้างหุ้นส่วนนิติบุคคล ได้จัดทำประมาณการกาไรสุทธิและยื่นแบบแสดงรายการเสียภาษีครั้งปีใดไม่น้อยกว่ากึ่งหนึ่งของภาษีเงินได้นิติบุคคลที่ได้ยื่นแบบแสดงรายการ เสียภาษีเงินได้นิติบุคคลในรอบระยะเวลาบัญชีที่แล้ว

(1) 会社又はパートナーシップ 法人が純利益を見積り、前年度に納税申告した法人所得税の半額以上の中間納税申告を行った場合

(๒) กรณีบริษัทหรือห้างหุ้นส่วนนิติบุคคล ได้จัดทำประมาณการกาไรสุทธิซึ่งได้จากกิจการหรือเนื่องจากกิจการที่ได้กระทำหรือจะได้กระทำในรอบระยะเวลาบัญชีนั้น ไม่น้อยกว่ากาไรสุทธิที่ได้ยื่นแบบแสดงรายการเสียภาษีเงินได้นิติบุคคลในรอบระยะเวลาบัญชีที่แล้ว แต่ได้ยื่นแบบ แสดงรายการเสียภาษีครั้งปีใดไม่น้อยกว่ากึ่งหนึ่งของภาษีเงินได้นิติบุคคลที่ได้ยื่นแบบแสดงรายการ เสียภาษีเงินได้นิติบุคคลในรอบระยะเวลาบัญชีที่แล้ว เนื่องจากได้รับยกเว้นหรือลดอัตราภาษี"

(2) 会社又はパートナーシップ 法人が該当年度の事業活動による純利益を前年納税申告した純利益以上の金額を見積ったが、減税・免税の恩典により前年度に納税申告した法人所得税の半額より少ない中間納税申告を行った場合

ข้อ 2 คำสั่งนี้ให้ใช้บังคับในการคำนวณภาษีเงินได้ของบริษัทหรือห้างหุ้นส่วนนิติบุคคล ซึ่งมีรอบระยะเวลาบัญชีเริ่มในหรือหลังวันที่ 1 มกราคม พ.ศ. 2555 เป็นต้นไป

第2条 この局令は2012年1月1日以降に始まる会計年度の会社又はパートナーシップ 法人の所得税の計算に適用される。

สั่ง ณ วันที่ 10 กันยายน พ.ศ. 2558

発令日 2015年9月10日

ประสงค์ พูนธเนศ

ブラソン・ポーンタネト

อธิบดีกรมสรรพากร

国税局の局長

# パーサータイで話タイ

実際に使えるタイ語の文章を提供しております。



今月のお題 **有給休暇を取ってもよろしいでしょうか。**

ขอลาพักร้อนได้ไหม  
コー ラーแพ็คרון ไดมัย

ソムジャイ秘書 **クン キムラ ワンスック ナー**  
**コー ラーแพ็คרון ไดมัย คา**  
(木村部長、来週の金曜日に  
有給休暇を取ってもよろしいでしょうか)  
คุณคิมุระ วันศุกร์หน้าขอลาพักร้อนได้ไหมคะ

木村部長 **ダイシ、ジャ パイ ナイ ラ**  
(いいですよ。どこへ行きますか。)  
ได้สิ จะไปไหนละ

ソムジャイ秘書 **ジャパイ ルアムガーン『Bike For Dad』カ**  
(『Bike For Dad』という行事に参加しに行きます)  
จะไปร่วมงาน "Bike For Dad" \* ค่ะ



## POINT [文法]

### 動詞 **ダイマイ**

文の後ろに「ダイマイ」をつけると「～してもよいですか」と相手の許可を決めたり、「～ができますか」と相手の能力を訪ねる以外に、「できませんか」と依頼の意味にも使われます。

### 【例】 **ピット エー ダイ マイ**

クーラーを消してもいいですか。

ปิดแอร์ได้ไหม

**ルアン カーチャイジャーイ**

**ジェーン ポム ドゥアイ ダイ マイ**

詳しく説明してください。

เรื่องค่าใช้จ่ายแจ้งผมด้วยได้ไหม

**ラーパックרון** 有給休暇 **ลาพักร้อน** **ルアムガーン** 参加する **ร่วมงาน**

※ポイント | 2015年12月5日は、タイ国王の88歳の誕生日です。そのため2015年12月11日(金)にタイ全国で「Bike for Dad」(国王の誕生日を祝う為の自転車に乗ると言う行事)が行われます。道路が使えないルートもありますので、渋滞にご注意ください。

Volume

2

## 泰国自然探訪

タイ国内で自然を満喫できるお勧めスポットと、そこに生息する生物についてご紹介させていただきます。

### チェンマイ市街を一望!!「ドイステープ国立公園」

タイ北部は標高の高い山に囲まれた緑の多い地域で、100箇所を超える国内の国立公園のうち、その約半数が北部タイに位置しています。タイ第二の都市と呼ばれるチェンマイ市を下界に見下ろす標高1,676mのステープ山を擁するのが、今回ご紹介するドイステープ国立公園です。山の気温は暑い時期でも20～23℃と涼しく、寒い季節は10℃を下回ります。ステープ山の標高1,080mの場所に位置するドイステープ寺院はタイ北部で最も神聖な寺とされており、チェンマイのシンボルとも言われる観光名所です。敷地内にある展望台からは、チェンマイ市街が一望出来るテラスや宝物を展示する博物館があります。ドイステープ寺院から更に山道を奥へと進むと、プーピン宮殿というタイ王室の避暑地として有名な宮殿があり、バラや蘭など観賞用の植物が手入れよく植えられた植物園もあります。ドイステープ国立公園は国内

の他の国立公園と比べても大変見所が多く、チェンマイ観光の際には是非訪れていただきたいお勧めの場所です。公共機関でのアクセスが良く、バイクや自家用車を持たなくてもチェンマイ市内からソントウを利用してステープ山の山頂まで上ることができるのも魅力の一つです。



# 今週の優秀な人材

バンコクにあるタイ国進出日系企業様向け人材紹介会社  
SAIYO RECRUITMENT CO.,LTD.  
(サイヨールクルートメント)から過去1週間の推奨人材のお知らせです。

1

女性 22 歳

コーディネーター

言語 ▶ 日本語・英語：一般会話可

希望勤務地 ▶ バンコク

希望給与 ▶ 15,000 バーツ

2

女性 24 歳

プログラマー・コーディネーター

言語 ▶ 日本語・英語：一般会話可

希望勤務地 ▶ バンコク

希望給与 ▶ 18,000 バーツ

3

女性 30 歳

BOI・輸出入管理

言語 ▶ 英語：社内会話可

希望勤務地 ▶ ラヨン・チョンブリー

希望給与 ▶ 32,000～35,000 バーツ

4

女性 49 歳

総務・人事・通訳

言語 ▶ 英語：社内会話可

希望勤務地 ▶ バンコク

希望給与 ▶ 65,000～70,000 バーツ

5

女性 24 歳

セールスエンジニア

言語 ▶ 日本語・英語：一般会話可

希望勤務地 ▶ バンコク

希望給与 ▶ 35,000 バーツ

6

男性 30 歳

マーケティングプランナー

言語 ▶ 英語：基礎会話

希望勤務地 ▶ バンコク

希望給与 ▶ 20,000～25,000 バーツ

8

女性 28 歳

経理

言語 ▶ 英語：社内会話可

希望勤務地 ▶ バンコク

希望給与 ▶ 28,000～30,000 バーツ

8

男性 27 歳

電子系システムエンジニア

言語 ▶ 英語：単語会話可

希望勤務地 ▶ バンコク・バンコク近郊

希望給与 ▶ 25,000～26,000 バーツ

※上記以外にも登録者(タイ人・日本人)多数ございます。下記のウェブサイトでご覧いただけますし、直接弊社にお問い合わせいただいても構いません。

※上記求職者の詳しい資料のお問い合わせ、その他人材の募集、労務に関するお問い合わせやタイ国で就職希望の日本人の方のご相談等は日本人担当までご連絡ください。



連絡先 Saiyo Recruitment Co.,Ltd

HP ▶ [www.saiyo.co.th](http://www.saiyo.co.th)

TEL ▶ 02-665-7289 ~ 91 FAX ▶ 02-661-6937

No.1, Room 1203 Glas Haus Building, 12th Floor, Soi Sukhumvit 25 Sukhumvit Rd.

▶ タイ経済指標

項目	単位	2012	2013	2014	2015
GDP 成長率	前年比ベ(%)	7.3	2.80	0.9	2.9(1-9月)
人口*	千人	68,035	68,382	67,065	67,228(8月)
労働者の数*	千人	39,821	39,808	38,963	38,321(9月)
失業率**	%	0.66	0.72	0.84	0.91(9月)
最低賃金* バンコク	バーツ/日	300	300	300	300
チョンブリー		273	300	300	300
アユタヤー		265	300	300	300
ラヨーン		264	300	300	300
賃金:全国製造業の平均	バーツ	10,159	11,066	12,074	12,234(9月)
インフレ率**	前年比ベ(%)	3.00	2.19	1.90	▲0.91(9月)
中央銀行政策金利*	%	2.75	2.25	2.00	1.50(10月)
普通貯金率**	%	0.75	0.68	0.59	0.58(10月)
ローン金利(MLR) **	%	7.29	7.16	6.96	6.76(10月)
SET 指数*	1975年:100	1,391.93	1,298.7	1,497.7	1,394.9(10月)
バーツ/100円**	バーツ	38.98	31.53	30.77	28.09(10月)
バーツ/米ドル**	バーツ	31.08	30.73	32.48	33.92(10月)
円/米ドル**	円	79.79	97.6	105.84	120.8(10月)
車販売台数(1月からの累計)	台数	1,428,628	1,337,631	884,346	577,023(9月)
BOI 認可プロジェクト	件数	2,262	2,016	1,662	1,769(1-9月)
BOI 認可プロジェクト金額	10億バーツ	983.9	1,027.3	729.4	665.6(1-9月)

\*期末、\*\*平均

## ▶ タイ不動産情報

### 販売物件

No	物件	立地	価格(バーツ)	面積 (㎡)	備考
SC1601	コンドミニアム	プロンポン	10,800,000	55	1BD
SC0022	更地	トンロー	410,550,000	1,564	-
SL0023	更地	トンロー	520,000,000	1,792	-
SA1001	サービスアパート	シーラチャー	650,000,000	10,552.5	-
SA0003	サービスアパート	スクンビット	700,000,000	42 室	-

### 賃貸物件:工場と倉庫

No	物件名	立地	月の家賃 (バーツ)	面積 (㎡)	備考
RW6002	倉庫	サムットプラカーン	156,000	1,200	即
RW8001	倉庫	サムットプラカーン	168,534	936.3	即
RF1001	工場	サムットプラカーン	140,000	860	即
RF1201	工場	チャチューンサオ	262,500	1,050	即
RF9001	工場	チョンブリー	328,250	1,313	即

### 賃貸物件:オフィスとサービスオフィス

No	物件名	立地	月の家賃 (バーツ)	面積 (㎡)	備考
RO4301	オフィス	アソーク	58,740	89	2016年2月
RO1401	オフィス	アソーク	280,000	280	即
RO4101	サービスオフィス	アソーク	34,900	4人用	即
RO4003	サービスオフィス	プロンポン	35,000	4人用	即
RO4201	サービスオフィス	アソーク	45,000	4人用	即

## 賃貸物件:住居

No	物件名	立地	月の家賃 (パーツ)	面積 (㎡)	備考
RC003-0	コンドミニアム	エカマイ	35,000	51.24	1BD
RC002-0	コンドミニアム	プルーンチット	40,000	56	1BD
RC005-0	コンドミニアム	エカマイ	40,000	80	1BD
RA002-1	サービスアパート	エカマイ	60,000	135	2BD
RA004-0	サービスアパート	エカマイ	80,000	160	3BD

お問い合わせ先

AAP Capital Co., Ltd.

1 Glas Haus Building, 12 Fl., Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit 21 Rd.,

Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

TEL: +66-(0)-2-261-8182 FAX: +66-(0)-2-261-8183

URL: <http://www.aapcap.com>

担当:

辻(日本語、タイ語)

+66(0)-86-358-7298 [tsuji@aapcap.com](mailto:tsuji@aapcap.com)

キッティカーン(タイ語、英語)

+66(0)-81-989-2206 [kittikan@aapcap.com](mailto:kittikan@aapcap.com)



Property for rent: Condominium in Sriracha (RC1002)

物件種別	コンドミニアム	立地	シーラチャー
全階数	17	階	15
面積	50 m <sup>2</sup>	駐車場	1台
家具	有	家賃(パーツ/月)	35,000 パーツ
電気代	公料金	水道代	公料金
契約期間	1年		
周辺施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Robinson シーラチャー</li> <li>・パヤタイ・シーラチャー病院</li> <li>・Surasak Montri 公園</li> </ul>		
備考	・Pinthong, Hemaraj, Amata の工業団地へのアクセスが良好		



Google map

[https://www.google.com/maps/d/edit?mid=z-e5UpB2QTJk.kRN\\_aOKHPM1U&usp=sharing](https://www.google.com/maps/d/edit?mid=z-e5UpB2QTJk.kRN_aOKHPM1U&usp=sharing)